

## エコ通勤取組み事例紹介

平成 23年 4月 11日

会社名	株式会社ハーツ	取組み説明資料(パンフレット・図表・写真etc)	
事業所名	株式会社ハーツ		
連絡先住所	〒140-0013 東京都品川区南大井5-12-3		
TEL(担当者氏名)	03-5762-0072 担当:河澄		
取組内容			
<p>1. 駐輪場 自転車通勤者の為に、駐車場に駐輪場を用意して ます。(写真1参照)</p> <p>2. 自転車貸与 自転車を持っていない社員には、会社より自転車の 貸与をしています。(写真2参照)</p> <p>3. 就業規則 徒歩・自転車通勤者には通勤手当を支給して ます。 (メールに添付書類を参照)</p>		 <p>写真1 駐輪場</p>	 <p>写真2 貸与自転車</p>
		リンク先・その他PR	

## 第6章 賃金

### 第25条（賃金の構成）

賃金の構成は、次のとおりとする。

賃 金	基本給	基本給
	手 当	職種手当
		役職手当
		精勤手当
		通勤手当
		無事故手当（運転手のみ）
		電話対応手当（事務職のみ）
	割 増 賃 金	時間外労働割増賃金
		休日労働割増賃金
		深夜労働割増賃金

### 第27条（基本給）

基本給は、部長及び課長の職位にある者を除く社員について、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に、月給、日給又は時間給により決定する。

### 第28条（職種手当）

職種手当は、運転手及び事務により金額を別に定めて支給する。

### 第29条（通勤手当）

通勤手当は、月額 〇〇〇円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

- 2 徒歩及び自転車通勤者は、月額1,500円を上限として通勤手当を支給する。

### 第30条（役職手当）

役職手当は、次の職位にある者に対し支給する。

- ① 部長 月額 〇〇〇円
- ② 課長 月額 〇〇〇円

### 第31条（精勤手当）

精勤手当は、当該賃金計算期間における出勤成績により、次のとおり支給する。

- ① 無欠勤の場合
    - 運転手職…月額 〇〇〇円
    - 事務職…月額 〇〇〇円
  - ② 欠勤1日以内の場合
    - 運転手職…月額 〇〇〇円
    - 事務職…月額 〇〇〇円
- 2 前項の精勤手当の計算においては、次のいずれかに該当するときは出勤したものとみなす。
    - ① 年次有給休暇を取得したとき
    - ② 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業したとき
  - 3 第1項の精勤手当の計算に当たっては、遅刻又は早退の回数の合計3回をもって、欠勤1日とみなす。

株式会社 八 一

